

意見募集案件	地域主権改革一括法の施行に伴う条例の制定・一部改正について
担当課	企画財政部行政推進課 電話 011-372-3311 内線 881

意見募集期間	平成 24 年 11 月 1 日(木)から平成 24 年 11 月 30 日(金)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(各担当課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、図書館、中央公民館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 11 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入してください(住所・氏名の公表は行いませんが、 記入のない意見には回答できない場合があります。)  企画財政部行政推進課 郵便番号 061-1192 住所 北広島市中央 4 丁目 2 番地 1 電話 011-372-3311 内線 881 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス: gyousui@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 25 年 1 月上旬頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはそ の内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 地域主権改革の一環として、平成23年に「地域の自主性及び自立性を高めるた めの改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第3 7号および第105号)」、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部 を改正する法律(平成23年法律第72号)が施行されました。 これに伴い、国の法令で定められていた施設や道路などの設置基準の一部につ いて、市の実情に応じて条例で定めることになり、本市の考え方をとりまとめました ので、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を募集します。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙ファイルのとおり (3) その案の根拠となる法令等 公営住宅法、介護保険法、道路法、河川法、水道法、都市公園法、下水道法、 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 条例改正による市民への直接的な影響は無いものと思われるが、市道の構造 基準など本市の実情をふまえ独自基準を設定した部分については、間接的に市 民生活の向上が図られる。
対象となる政策等 の原案	・条例制定・改正に関する本市の考え方、関係法令等の抜粋
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 北広島市議会 平成 25 年第 1 回定例会に提案し、平成 25 年 4 月 1 日施行予定